

受遺者さまがお手続される場合 (遺言執行者さまが指定されていない場合)

必要書類

相続のお手続にあたって、お客さまにご準備いただきたい内容は次の通りです。
そろっている書類は「準備」欄にチェックを入れてください。
「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」「遺言書」などは原本提示が必要となります。
書類を確認させていただき、コピーをとってお戻しします。

No.	書類など	準備	入手先
1	法定相続情報一覧図の写し（原本） （法務局の発行する認証文付きの書類） ⚠ 作成日より1年以内のもの または、 お亡くなりになった方の戸籍謄本（原本） 「お亡くなりになった方の死亡が確認できるもの」をご準備ください。 ⚠ 発行日より1年以内のもの	☐	法定相続情報一覧図： 法務局・地方法務局 戸籍謄本：市区町村役場
2	受遺者さまの印鑑登録証明書（原本） 未成年者がお手続を行う受遺者さまに含まれる場合、 必要となる印鑑登録証明書は代理人さま分となります。 ⚠ 発行日より6ヵ月以内のもの	☐	市区町村役場
3	受遺者さまの実印 代表して預金等の相続手続をされる受遺者さまの実印を ご準備ください。	☐	お客さま
4	遺言書または遺言書情報証明書（いずれも原本） 公正証書遺言の場合は、公証役場より書面で交付された 遺言書謄本の原本をご準備ください。	☐	お客さま
	検認済証明書（原本） 自筆証書遺言・秘密証書遺言の場合は、家庭裁判所での 検認後に、ご準備ください。 なお、遺言者が自筆証書遺言書保管制度を利用しており、 自筆証書遺言に代えて遺言書情報証明書をご提出いただく 場合は、検認は不要となります。	☐	家庭裁判所
5	相続に関する依頼書（当行所定の書類） 「相続に関する依頼書」の記入例に沿って、必要事項を ご記入ください。	☐	相続オフィスまたは 当行本支店窓口
6	お亡くなりになった方の通帳・証書・キャッシュカード等 お手続される預金口座通帳、証書類、キャッシュカード、 貸金庫の鍵等をご準備ください。	☐	お客さま
7	印鑑届（当行所定の書類） 預金等を「名義変更」で相続される場合は、新たな名義人 さまが最寄りの店舗にご来店いただき、必要事項を記入され た「印鑑届」をご準備ください。	☐	当行本支店窓口

※遺言の内容によっては、受遺者さまのみの署名・捺印ではお手続できないことがあります。
※お亡くなりになった方が、外貨預金、投資信託、公共債、ローン等をお持ちの場合は、別途書類が必要となる場合がございます。